

五、本規定は大正十二年六月一日より之を實施すること

大正十二年五月廿九日

野田醤油株式会社

一八

斯くて茲に會社の發表したる新作業制度の根本を爲す八時間労働制は單に其形骸のみを残して、從來内規たりし作業分重制は確認せられたのである。

爾來團結の威力の前に工場の統制行はれず、組合の驕慢と會社の屈辱とは兩者の感情を極端に乖離せしめ、加ふるに會社内部の諸事情は事毎に労働政策を退嬰的ならしめ、組合側の作戦の思ふがまゝに引きつられたるが如き觀がある。

今日のこゝたるや既にこの時に胚胎してゐるもの云はねばならぬ。

大正十二年七月以後益々組合の勢力膨脹し基礎強固となりたるを以て關東醸造労働組合を改稱し、以後現在に至る、組合支部一七、組合員數約二、六〇〇名

八、以後の紛議―自大正十三年五月至大正十五年

1、大正十三年五月 解雇手當の制定に關する要求あり

千葉縣知事の調停にて和解成り從來は勤続手當―現行退職手當のみなりしが、新に之を倍額とする現行解雇手當並に老衰手當制定せらる

2、大正十四年 組合が職工解雇問題に基き待遇改善に關する六箇條の要求書(昭和二年四月提出のものと同じ)を提出

せんじしたるころ會社は解雇取消をなしたる爲め、之を希望條件として提出したる事等其他數件

3、大正十五年 桶工問題其他待遇改善に關する要求

以上罷業に到らざりしも屢々怠業状態に陥つておつた。

九、今回の大争議の近因をなせる所謂四月争議―昭和二年四月

昭和二年四月十日關東醸造労働組合野田支部にては臨時總會を開き、左記要求案を附議決定して小泉七造、小岩井相助外三名を交渉委員として之を提出し、四月三十日迄に是が回答を要求した。其理由とするところは

一、健康保險法による保険料の負擔は結局労働條件の低下に外ならざるを以て賃銀の値上を要求し

二、其他の事項は從來勞資懇談會に於て屢々希望條件として會社側に提出しありたるも未だ實現せられざるにつき今回併せて要求事項として提出せられたるものである。

#### 要求事項

一、賃銀値上の件

男工一割女工二割を増額せられ度し

(但し從來男二圓、女一圓二十錢)

二、解雇、老衰、退職手當の支給率増額の件

從來の率へ更に勤続一箇月に付一日を加算することにせられ度し

三、各工場に於て桶工職工徒弟養成の件

一九